

労働政策審議会 職業能力開発分科会
若年労働者部会

【参考資料】

(頁)

| | |
|------------------------|----|
| 若年労働者部会 開催状況 | 1 |
| 第8次勤労青少年福祉対策基本方針（概要） | 2 |
| 第8次勤労青少年福祉対策基本方針（全文） | 5 |
| 勤労青少年福祉法（概要） | 21 |
| 勤労青少年福祉法（全文） | 22 |
| 職業能力開発分科会 運営規程 | 28 |
| 職業能力開発分科会 若年労働者部会 運営規程 | 29 |

労働政策審議会 職業能力開発分科会 若年労働者部会 開催状況

設置目的 【職業能力開発分科会運営規程第6条】(要旨)

以下に係る事項の審議をさせるため、若年労働者部会を置く。

- 勤労青少年福祉法第6条第1項に規定する「勤労青少年福祉対策基本方針」の策定に関する事項
- 勤労青少年福祉の増進に関する専門の事項
- その他若年者の職業能力開発に関する事項

* 平成17年、従前の「勤労青少年部会」の審議事項に、「その他若年者の職業能力開発に関する事項」を追加し、名称を「若年労働者部会」に変更。

●第1回

平成17年8月2日（火）

- (1) 労働政策審議会職業能力開発分科会運営規程の改正について
- (2) 労働政策審議会職業能力開発分科会若年労働者部会運営規程の改正について
- (3) 第8次勤労青少年福祉対策基本方針の方向性について

●第2回

平成17年11月16日（水）

- (1) 第8次勤労青少年福祉対策基本方針骨子原案について
- (2) その他

●第3回

平成17年12月22日（木）

- (1) 第8次勤労青少年福祉対策基本方針について
- (2) その他

●第4回（＝直近の開催）

平成18年 9月20日（水）

- (1) 「第8次勤労青少年福祉対策基本方針(案)」の諮問について
- (2) その他

【告示】

第8次勤労青少年福祉対策基本方針

（平成18年10月31日 厚生労働省告示第630号）

第8次勤労青少年福祉対策基本方針 <概要>

1 要旨

我が国において、少子化、技能継承に関する課題等を抱える一方、若年失業者、フリーター、若年無業者等が依然多数に上る現状にかんがみ、若い人材の育成という観点に立ち、これまでの在職者を主たる対象とした余暇活動支援から、フリーター、若年無業者等を対象としたキャリア形成、職業的自立に向けた支援へ重点を移行。

35歳未満の者を対象者とし、運営期間は平成18年度から平成22年度までの5か年。

2 概要

第1 勤労青少年の職業生活の動向

1 勤労青少年を取り巻く環境の変化

雇用情勢の改善が遅れている地域があり、若年失業者、フリーター及び若年無業者の問題が生じている中、今後の我が国の人口減少、技能継承等の課題にかんがみ、若い人材に焦点を当てた社会の実現が必要。

2 勤労青少年の現状

(1) 青少年人口

青少年人口の減少により、今後青少年一人当たりにおける社会保障をはじめとした負担はますます増大。

(2) 青少年をめぐる雇用情勢

若年者失業率は依然高水準であるとともに、新規学卒者の早期離職の問題は依然顕著。

(3) 就業構造の変化及び就業形態の多様化

青少年の希望する職業と需要が大きい職業との間のミスマッチは依然顕著。また、「非正社員」が増加する一方、職業能力開発の機会不足が懸念。

(4) 働くことに関する青少年の意識

若年無業者には就業への自信の喪失が見られる状況。一方で、現状に満足しないフリーターや若年失業者は多数。

(5) 海外体験

ワーキング・ホリデー制度の活用により、様々な知識・技能を習得できたとの自覚を持つ者が多い一方、帰国後の就職条件に有利には働いていないと感じる者が高割合。

(6) 勤労青少年ホームの利用状況

利用者が減少している勤労青少年ホームが多い中、その理由として、地域の勤労青少年の減少や施設の老朽化に次いで、利用者ニーズの対応不足が高割合。

第2 勤労青少年の福祉の増進に関する基本的施策

1 勤労青少年福祉行政の方向性

フリーターや若年無業者の増加が、少子化もあいまって、社会・経済全体に与える影響は大きいと考えられ、青少年に対する職業生活の充実に向けた支援は、勤労青少年福祉行政として対処すべき重要な課題として、余暇活動の充実等に替わり、主眼を置くことが必要。

勤労青少年が主体的に職業生活設計を行うとともに、その自律的な選択を支援していくことが、勤労青少年福祉行政の目指すべき方向であり今後の課題。

2 職業生活の充実

(1) 職業意識形成のための支援

インターンシップ等を通じ、早い段階から、働くことの意義、職業生活等に関して、自ら考えさせる機会を設けることが重要。

(2) 就業に向けた自信・意欲の獲得等のための支援

集団生活による基本的能力の習得、勤労観の醸成、就業をめぐる悩みに対する専門的相談支援体制の整備等が必要。

(3) 的確な職業選択・職場定着の支援

試行雇用などの活用を通じた就職機会の拡大や、ワンストップによる就職支援メニューの提供等的確な職業選択の支援を行うとともに、勤労青少年ホームに専門家を配置しての相談援助を行うなど職場定着を支援することが必要。

(4) 職業生活に必要な職業能力開発の推進

キャリア・コンサルティングを活用した職業生活設計の支援や、理論と実習を組み合わせた実践型人材養成システムの普及・定着等が必要。

(5) 労働条件等の整備充実に関する支援

事業主における職場での安全と健康の維持・確保、勤労青少年に対する法定労働条件等に関する相談の場の活用促進、職業能力開発のための時間確保に向けた取組の推進を図ることが必要。

3 自由時間を活用した生活の充実

(1) 社会活動への参加の促進及び活用

自由時間等を活用し社会活動等への参加を通じて勤労青少年の生活の充実を図ることは、勤労青少年が職場や社会の一員であるとの自覚を深めるとともに、集団生活になじみ、コミュニケーション能力を高める上で有効。

(2) 様々な世代同士による交流の促進等

同世代、世代間又は地域間の交流を図ることは、勤労青少年の人間形成を促進する上で有効であり、こうした交流や心身のリフレッシュには、ボランティア活動や勤労青少年ホームにおけるレクリエーション活動等の促進が重要。

4 國際交流の促進

(1) ワーキング・ホリデー制度の持つキャリア形成機能の有効活用

渡航前後におけるキャリア・コンサルティングの実施を始めとしたキャリア形成支援体制の充実が必要。

(2) 海外留学を行う青少年へのキャリア形成支援

(3) 勤労青少年ホームによる国際交流事業の活用促進

5 勤労青少年福祉行政推進のための環境整備

(1) 支援のための地域ネットワークの構築等

職業安定機関、教育機関、社会福祉機関等の各機関、事業主団体、社会活動支援団体等による地域支援ネットワークの構築等が重要。

(2) 勤労青少年ホームの機能充実

勤労青少年を取り巻く現状に即したキャリア形成支援に関する機能の充実、地域の実情に応じた活用の促進等が必要。

6 勤労青少年指導体制の整備等

勤労青少年ホームの指導員、職場における勤労青少年福祉推進者等の勤労青少年福祉関係者に対する各種講習会の実施等により、指導体制の整備に努めることが必要。

7 勤労青少年福祉対策に関する啓発活動等の実施

勤労青少年福祉対策について、勤労青少年の日を中心とした広報・周知や、勤労青少年の福祉の向上に資する行事等の実施、支援が引き続き重要。

○ 第8次勤労青少年福祉対策基本方針

(平成18年10月31日)

(厚生労働省告示第630号)

勤労青少年福祉法(昭和45年法律第98号)第6条第1項の規定に基づき、第8次勤労青少年福祉対策基本方針を次のように定めたので、同条第五項の規定により告示する。

「第8次勤労青少年福祉対策基本方針」

目次

はじめに

第1 勤労青少年の職業生活の動向

- 1 勤労青少年を取り巻く環境の変化
- 2 勤労青少年の現状
 - (1) 青少年人口
 - (2) 青少年をめぐる雇用情勢
 - (3) 就業構造の変化及び就業形態の多様化
 - (4) 働くことに関する青少年の意識
 - (5) 海外体験
 - (6) 勤労青少年ホームの利用状況

第2 勤労青少年の福祉の増進に関する基本的施策

- 1 勤労青少年福祉行政の方向性
- 2 職業生活の充実
 - (1) 職業意識形成のための支援
 - (2) 就業に向けた自信・意欲の獲得等のための支援
 - ① 集団生活による基本的能力の習得、勤労観の醸成
 - ② ボランティア・地域行事の活用等の促進
 - ③ 就業をめぐる悩みに対する専門的相談支援体制の整備
 - ④ 保護者を通じた職業意識形成、就業へ向けた自信獲得等のための支援
 - ⑤ 国民各層が一体となって取り組む国民運動の推進
 - (3) 的確な職業選択・職場定着の支援
 - ① 的確な職業選択の支援
 - ア 学生・生徒から職業人への円滑な移行の支援
 - イ 試行雇用などの活用を通じた就職機会の拡大
 - ウ ワンストップによる就職支援メニューの提供
 - エ 職業安定機関によるマッチング促進
 - ② 職場定着の支援
 - ア 地域の若年者支援団体等を活用した職場定着支援
 - イ 勤労青少年ホームに専門家を配置しての相談指導事業

ウ 職業生活に有効な情報の提供の充実

エ 勤労青少年福祉推進者との連携

(4) 職業生活に必要な職業能力開発の推進

- ① 職業能力開発支援のための体制整備等
- ② キャリア・コンサルティングを活用した職業生活設計の支援
- ③ 実践型人材養成システム等の促進
- ④ 基礎的能力習得のための講座
- ⑤ 自発的な職業生活設計に基づく職業能力開発への支援

(5) 労働条件等の整備充実に関する支援

- ① 事業主における職場での安全と健康の確保・維持
- ② 法定労働条件等に関する相談の場の活用促進
- ③ 職業能力開発のための時間確保に向けた取組の推進

3 自由時間を活用した生活の充実

- (1) 社会活動への参加の促進及び活用
- (2) 様々な世代同士による交流の促進等

4 国際交流の促進

- (1) ワーキング・ホリデー制度の持つキャリア形成機能の有効活用
- (2) 海外留学を行う青少年へのキャリア形成支援
- (3) 勤労青少年ホームにおける国際交流事業の活用促進

5 勤労青少年福祉行政推進のための環境整備

- (1) 支援のための地域ネットワークの構築等
- (2) 勤労青少年ホームの機能充実

- ① 勤労青少年ホームに求められる機能
- ② 勤労青少年ホームの機能充実のための対策
- ③ 勤労青少年ホームの活性化のための対策

6 勤労青少年指導体制の整備等

7 勤労青少年福祉対策に関する啓発活動等の実施

はじめに

勤労青少年福祉対策基本方針は、昭和45年の勤労青少年福祉法の施行以来、7次にわたり制定され、勤労青少年の有為な職業人としてのすこやかな成育を目指すことを基本的理念としつつ、時代の要請に即し勤労青少年の福祉に関する施策の基本的方向を示してきた。国、地方公共団体及び事業主等は、この方針に基づき、相互に連携しつつ、勤労青少年の福祉の増進に努めてきたところである。

これまでの勤労青少年福祉行政は、勤労青少年が、働く喜びを見いだし、自信と意欲を持った職業生活を実現できるよう、余暇の有効活用等に主眼を置いて、その推進に努めてきたところである。こうした施策は、同法の制定当時、技術革新等がもたらした環境変化にじめず、職場内外で孤独を感じたり、さらには離転職を繰り返す勤労青少年

が見受けられたことから、これら勤労青少年を支援するために始めたものであった。

その後、同法の施行以来30余年を経るが、産業構造や就業形態等といった勤労青少年の職業生活を取り巻く状況は様々に変化してきた。こうした中、同法制定当時に問題とされていた職業生活への不適応、孤独感、離転職等といった問題は依然見られるものの、現在は、これらに加えて、不安定な就労を繰り返す者や、若年無業者(無業者(非労働力人口(15歳以上65歳未満人口のうち、就業者と失業者以外の者)のうち、家事も通学もしていない者)のうち、15歳以上35歳未満の者をいう。以下同じ。)のすう勢的な増加が問題となっている。とりわけ、就労・自立の必要性を感じつつも、無業の状態から脱することのできない青少年を職業的自立に導いていくことは、近年生じた新たな課題である。

このため、勤労青少年福祉対策の推進に当たっては、その対象としてこれまでの在職青少年や再就職のため自ら求職活動を行っている失業中の青少年のみならず、現在、無業の状態ながらも、これから職業人としての自立を目指すべくその成育を支える必要のある青少年をも、幅広く視野に入れるとともに、また、施策については、従来の柱であった余暇の有効活用から、個々人における職業能力開発の推進、職業意識形成に関する一層の充実や、さらには、社会的な基礎的能力の習得から就労に至るまでの様々な支援のための環境整備に重点を置くことが求められる。

本方針においては、勤労青少年の職業生活に関する動向について明らかにするとともに、社会・経済の変化、少子化の進行や勤労青少年に求められる社会の期待を踏まえ、勤労青少年が働く喜びを見いだし、自信と意欲を持ち、自律的な職業生活を実現し、健全に成育できるようにするための基本的な施策を示すこととする。

また、基本的な施策の推進に当たっては、これまでの行政資源を有効に活用していくことが重要である。この観点から、これまで世代交流を通じた余暇活動の支援に主眼を置いてきた勤労青少年ホームについて、不安定な就労状況に置かれている勤労青少年の増加などの現在の状況に即した機能の充実等を進めるための基本的な施策を明示していくこととし、地域の実情や自主性に配慮しながら、勤労青少年福祉対策の一層の推進を目指すこととする。

なお、勤労青少年福祉対策における勤労青少年の対象年齢については、第7次勤労青少年福祉対策基本方針において30歳未満としていたところであるが、近年、国や地方公共団体による若年者対策において、その対象者をおおむね35歳未満としていることから、35歳未満とする。

おって、本方針の運営期間は、平成18年度から平成22年度までの5か年とする。

第1 勤労青少年の職業生活の動向

1 勤労青少年を取り巻く環境の変化

現在、我が国では、サービス経済化、知識社会化が進み、労働の内容が、知識やノウハウを提供して付加価値を生み出すものへと重心を移しつつある状況にある。経済情勢を見ると、近年、経済のグローバル化やサービス産業の拡大等が見られる中、長い不況から緩やかながら回復傾向にある。一方、経済環境の変化や公共事業の減少等の影響を受けることにより、回復が遅れている地域も見られる。

雇用情勢は、改善に広がりが見られるが、これは、バブル崩壊に伴う負の遺産の解消や各般の雇用対策の効果によるものと考えられる。一方、一部の地域における改善の遅れ等厳しさも残っている。

こうした状況の中、若年者の雇用情勢は、有効求人倍率の上昇や、大学や高校等の新規学卒者向け求人の増加傾向が見られるものの、完全失業率は依然として高い水準となっており、平成17年において35歳未満の失業者数は139万人となっている。また、フリーターと言われる、不安定な就労を繰り返す者は201万人、若年無業者も64万人に上っている。

若年失業者、フリーター及び若年無業者のすう勢的な増加は、我が国の経済基盤を揺るがす問題であるとともに、経済的に不安定な状態が続くことは、未婚・晩婚化を進展させ、少子化を一層進行させるおそれがある。

高校卒業者に占める大学等への進学者の割合について見ると、平成17年度は47.3%であり、ほぼ2人に1人に当たる割合となっているが、これは平成7年度と比較すると10ポイント近い伸びである。一方、18歳人口の減少も影響し、大学等への入学志願者数は減少傾向にあり、また、平成19年は、いわゆる団塊の世代の退職に伴う技能継承の課題を抱える年となるとも言われている。さらに、平成17年から、我が国の人口は既に減少に転じており、このような状況を踏まえれば、今後の我が国社会・経済を維持・発展させていくためには、若い人材の育成という観点から、国際化への対応も考慮しつつ、青少年の意欲や能力が最大限に活用されるような社会の実現が求められている。

2 勤労青少年の現状

(1) 青少年人口

青少年(15~34歳)人口は、平成7年には35,368千人であったが、平成12年には34,477千人となっている。また、推計によれば、平成37年には23,832千人程度になるとの見通しである。これを総人口における青少年人口の割合で見てみると、平成7年で28.2%、平成12年で27.2%であったものが、平成37年には19.7%と2割を切ることとなる。このように、青少年人口及びその総人口に占める割合が減少することにより、今後、社会保障を始めとした、社会・経済システムを維持していくための青少年一人当たりの負担はますます大きなものとなる。

(2) 青少年をめぐる雇用情勢

平成17年における完全失業率は、全体で4.4%であるのに対して、15~24歳では8.7%、25~34歳では5.6%と他の年齢層と比べて高い。新規学卒者の就

職内定率は、ここ数年、改善の傾向が見られるものの、大学卒のような高学歴層であっても、卒業後、就職も進学もしない者の割合が全体の2割弱を占める。また、学校を卒業し就職した後、3年以内に離職する者の割合は、大学卒、短大卒及び高校卒のいずれも依然として高い状況にある。

若年無業者は、平成17年には64万人おり、このうち25～34歳の者が39万人で全体の6割超を占めている。

(3) 就業構造の変化及び就業形態の多様化

青少年就業者数について産業別に見ると、平成17年平均では、卸売・小売業が18.9%と最も割合が高く、製造業が17.1%、サービス業が15.1%と続いている。近年、需要が大きい医療、福祉については10.2%とサービス業に続き高い割合となっている。職業分類別に見ると、平成17年12月におけるパートを含む常用有効求人数では、専門的・技術的職業が全体の22.9%であり、販売が15.5%、サービスが13.7%、事務的職業が10.3%と続いている。一方、常用有効求職者数では、希望する職業として、事務的職業が全体の28.4%を占める反面、専門的・技術的職業が12.5%、サービスが6.9%と少ない。青少年が仕事に就けない理由として、希望する種類・内容の仕事がないとの回答が高い割合を占めていることからも、青少年の希望する職業と需要が大きい職業との間にミスマッチが生じている可能性がうかがわれる。

雇用形態に関しては、近年、全年齢階級でパートタイム労働者、派遣労働者等のいわゆる「非正社員」(以下単に「非正社員」という。)の割合の増加傾向が見られるが、特に若年者層においては、その上昇幅が大きく、15～24歳では平成6年から平成16年までの10年で非正規職員の割合が10.6%から33.3%に上昇している。「非正社員」の多くは「正社員」(期間の定めのない労働契約の下、いわゆるフルタイムで労働する者)と比べると待遇が低く、また、企業側において、中核的人材を早期に選抜したり、能力開発投資を集中させる傾向がある中で、職業能力開発の機会が不足することが懸念される。

(4) 働くことに関する青少年の意識

いわゆるフリーターについては、その増加の理由として、景気循環等に伴う一般労働者の求人の減少や入職までの経路が複雑化していること、職業キャリアの方向付けをする教育訓練の不足などが指摘されている。一方、フリーター等に対する働く意欲の喚起の必要性が唱えられるなど、青少年及び事業主双方における課題が指摘されている。

18～35歳で無職の者のうち、求職活動を一度もしたことがないと回答した者に、その理由を聞くと、「人づきあいなど社会生活をうまくやっていく自信がないから」という理由を挙げる者が最も多いとの調査結果がある。また、青少年に数多く接したキャリア・コンサルタントからの聞き取り調査によると、青少年が職に就いていない理由として「自信がない」、「行動力不足」が多くを占めており、青少年本人の自信に関する問題もうかがわれる。

一方、フリーターと自ら称する者のうち、フリーターをやめて「正社員」になろうとしたことのある者は60%以上であることや、仕事をしたいと回答する若年無業者が50%近くに達するなどの調査結果もあり、自らの現在の在り方を見直していくことを望んでいる勤労青少年が多数いるものと思われる。

また、職業生活の設計に関して、これまで自分で考えてきたと回答した勤労青少年が24歳以下で28.8%、25～34歳で41.8%であるのに対し、今後自分で考えていきたいとの回答が24歳以下で77.7%、25～34歳で83.1%と高い割合であるなど、勤労青少年の職業生活設計への意識の高まりが見られる。

(5) 海外体験

国際化が進展する中、ワーキング・ホリデー制度の利用者数は、近年2万人と安定して推移している。ワーキング・ホリデー制度による海外就業体験を通じて外国語能力、国際感覚・異文化適応能力、幅広い視野など、様々な知識・技能を習得できたと自覚する青少年が多い一方、帰国後の就職においては、「有利な条件となった」よりも「特に有利な条件とはならなかった」と答える青少年が多いなど、習得した知識・技能が必ずしもいかされていない状況が見られる。

(6) 勤労青少年ホームの利用状況

勤労青少年ホームの近年の利用状況を見ると、「減少している」との回答が約46%と最も多く、「増加している」との回答の3倍強となっている。その理由としては、「地域の勤労青少年人口の減少」や「施設の老朽化」に次いで、「利用者ニーズへの対応不足」が多く、その割合は40%近くとなっている。また、「施設そのものの役割が終わったから」、あるいは「他の類似施設との競合の結果」との回答も、それぞれ約35%、約30%となっている。

第2 勤労青少年の福祉の増進に関する基本的施策

1 勤労青少年福祉行政の方向性

勤労青少年は、まさに「成長過程」にあり、「今後の我が国を支える者」として、これまで勤労青少年福祉行政において実施してきた、職場や地域における人間関係の形成等を目指した余暇活動の充実を始めとした一連の措置や、職場での安全確保を始めとした働き方への配慮等は、その重要性が引き続き認められる。

一方、依然高水準である若年失業者数、さらにはフリーターや若年無業者のすう勢的な増加が、少子化もあいまって、社会・経済全体に与える影響は大きいと考えられ、こうした青少年に対する職業生活の充実に向けた支援は、今後、余暇の有効活用に替わり、勤労青少年福祉行政として対処していくなければならない重要な課題として、主眼を置く必要がある。

このため、現在の厳しい雇用失業情勢や急激な産業構造の変化等の中にあって、失業中の青少年や安定した就労を求めつつも不安定な就労を繰り返さざるを得ない青少年を対象に、自らの希望に即して職業生活を充実させることに対する支援

が必要である。

若年無業者に関しては、自立・就労の必要性を感じながらも比較的長期にわたり無業の状態にとどまる者を中心に、その職業的自立に向けた支援に努めていくことが必要である。

こうした支援に当たっては、第7次勤労青少年福祉対策基本方針に盛り込まれた、学生段階からの職業意識の啓発や的確な職業選択の支援、職業能力開発の推進等の職業生活の充実のための対策を一層推し進めるとともに、職業人として働くことへの自信につながる支援や、さらには職業人として必要な基礎的能力の習得から自らが目指す職業に必要な能力を習得するまでの職業訓練の広範かつきめ細かな継続的支援なども、今後一層重要になると考えられる。また、就職後の職場定着に関する支援は、充実した職業生活を望む勤労青少年に対し、その実現のためにも重要である。

また、海外就業体験を通じたキャリア形成という視点から、ワーキング・ホリデー制度の利用者に対しては、帰国後に不本意ながらも不安定な就労となることのないよう支援を行うことが課題である。

さらに、勤労青少年ホームは、地域の勤労青少年のニーズを踏まえ、地方公共団体自らの判断に基づき、その機能の充実及び運営を図ることが大切であると考えられる。その際、勤労青少年福祉関係者への研修を始めとした支援を充実していくことも重要である。

勤労青少年は、ひとしく勤労への権利と義務を有し、有為な職業人として、自らその成長に努めなければならない。このためには、自らの将来を自ら考え、決定していくことが必要となる。職業生活に関する情報提供、相談及び職業訓練・教育訓練という勤労青少年福祉行政における一連の支援を通じ、勤労青少年が主体的に職業生活設計を行うとともに、自らの選択による就業や職業能力開発等を支援していくことが、勤労青少年福祉行政の目指すべき方向であり今後の課題である。

2 職業生活の充実

(1) 職業意識形成のための支援

学校卒業後、自らの職業生活をどのようにしていけば良いのか分からぬとの悩みを持つ青少年や、いわゆるモラトリアム型のフリーター等に見られるように、先の見通しを持たずに決断を先送りする青少年の問題等が生じていていることにかんがみ、在学中から、社会との関わり方、職業人としての在り方等について、青少年が自ら考えていくことができるよう導くことが重要である。

このためには、職業意識形成を計画的・積極的に支援していくことが必要である。職業意識形成に当たっては、早い段階から体系的にキャリア教育を進めていくことが重要であり、小中高校の各段階において、職場見学や企業人による講演、職業体験やインターンシップ等を通じ、働くことの意義、職業生活等について、児童・生徒に自ら考えさせる機会を設けていくことが引

き続き重要である。また、大学生等に対しても、インターンシップの導入促進を含むキャリア教育の充実が望まれる。さらに、保護者に対しても、早い段階から職業意識形成の必要性について理解を求めていくことが重要である。

なお、職業意識形成の支援のためには、各地域レベルにおいて、職業安定機関、学校、企業等が連携していくことが重要である。

(2) 就業に向けた自信・意欲の獲得等のための支援

働くことへの自信が持てず、あるいは、働く意欲を十分に持てない青少年の問題などが指摘されており、働くことへの自信や意欲、能力を得ることや、これらを高める対策の推進が必要である。

個々の対策を行うに当たっては、各個人の状態に応じた対策を講じていくことが大切である。

① 集団生活による基本的能力の習得、勤労観の醸成

社会への不安や悩みなどが強い青少年に対しては、合宿形式等を通じた集団生活の中で、職業人として必要な自己管理を始めとした基本的能力の習得及び勤労観の醸成を図り、働く自信と意欲を付与することなどが効果的と考えられる。

② ボランティア・地域行事の活用等の促進

ボランティアや地域行事のような社会活動への参加は、自信を失いがちな青少年が達成感を得て自信を取り戻すことにつながるとともに、青少年の社会参加への意識を高めることや、協調性、コミュニケーション能力など社会性を向上させることができることが期待される。その際、青少年自らに地域行事における主催者の役割を体験されることなどによって、成功体験を重ねさせるなど、様々な工夫をしつつ、個々人に応じた最適な手法を選択・活用していくことが重要である。

また、いわゆる有償ボランティアなどのように、作業を行い、かつ報酬を得ることを体験することにより、本人にとって就業に至るまでの準備機会として活用することも考えられ、こうした機会は就業までの受け入れ先の確保としての役割も期待される。

さらに、有償及び無償ボランティア並びに地域行事を一層活用するためにも、各企業が青少年のこうした活動を前向きに評価することが望ましく、そのための仕組みを整え、企業への働きかけを行っていくことも重要である。

③ 就業をめぐる悩みに対する専門的相談支援体制の整備

青少年は人間関係面など深い心の問題を抱える者も多いとされ、青少年の社会参加、ひいては就業の前提として、職業安定機関等において、きめ細かな専門的支援を行うシステムを構築していくことが必要である。

④ 保護者を通じた職業意識形成、就業へ向けた自信獲得等のための支援

青少年が職業的自立を果たし、自信を持ちつつ職業人として活動していくためには、周囲の様々な人々の理解・支援等が必要である。とりわけ保護者の役割は重要であり、このため、保護者に対する相談・セミナー等の取組は、今後一層促進していく必要がある。

⑤ 国民各層が一体となって取り組む国民運動の推進

青少年の働く意欲を喚起し、能力を高めるため、経済界、労働界、教育界、マスメディア、地域社会、政府等の関係者が一体となって取り組む、国民運動を推進していくことが必要である。

(3) 的確な職業選択・職場定着の支援

学校卒業時に就職しても、早期に離職してしまう勤労青少年の割合は、依然高い状況にある。一方、就職活動期間の長期化、就業に至る経路の複線化などの現状が指摘され、大学卒業時に就職が果たせない者の増加傾向も見られる。

このため、青少年に対する就職活動時の的確な職業選択の支援と就職後の職場定着の支援を、必要に応じ連携させつつ、失業者はもとより、在校生を含め、有効に実施していくことが必要である。

① 的確な職業選択の支援

ア 学生・生徒から職業人への円滑な移行の支援

学生・生徒から職業人への円滑な移行を実現するため、学校と職業安定機関との連携による職業選択に必要な情報提供、就職活動を支援するセミナー、職業相談等を充実させるとともに、未就職卒業者等に対しては、就職活動から職場定着まで一貫したマンツーマンによるきめ細かな就職支援を引き続き実施していくことが必要である。

イ 試行雇用などの活用を通じた就職機会の拡大

新規学卒者以外にも広く門戸を広げた形での青少年の将来性や潜在能力に着目した就職機会の拡大を促すとともに、試行雇用などの積極的な活用を通じ、いわゆる第二新卒者や安定した就労を望みつつも不安定な就労を繰り返す勤労青少年の就職機会の拡大を図っていく必要がある。

ウ ワンストップによる就職支援メニューの提供

勤労青少年を安定した就職機会に結び付けるとともに、学校在学中からの職業意識形成等を通じ、安定した就労を望みつつも不安定な就労を繰り返すことなどを未然に防止するため、関係機関の連携の下、幅広い就職支援メニューをワンストップで提供することが必要である。

エ 職業安定機関によるマッチング促進

求人及び求職双方の側が労働市場の状況に適合する条件を設定し、求人の充足、求職者である勤労青少年の就職が可能となるよう、職業安定機関は、労働市場に関する情報を効果的に提供しつつ、求人者及び求職者に対して働きかけを行うことなどが必要である。

② 職場定着の支援

勤労青少年の早期離職を防止し、職場定着を促進していくためには、就職活動時の的確な職業選択の支援等に加え、就職後の支援も重要である。

ア 地域の若年者支援団体等を活用した職場定着支援

勤労青少年の就職後、地域の若年者支援団体を活用して相互の交流を進めるとともに、インターネット等を通じ職場の悩みを相談できる体制を整備することなども有効である。

イ 勤労青少年ホームに専門家を配置しての相談指導事業

勤労青少年ホームで実施している専門家による相談指導事業について、一層の活用促進が必要である。

ウ 職業生活に有効な情報の提供の充実

勤労青少年は、的確な職業選択や、職場において充実した生活を送るために有効な支援情報等を把握していないことが多いものと考えられる。職業安定機関を始めとした各支援機関や、支援を実施する各団体は、インターネット等を活用した効果的な周知等により、勤労青少年自らが支援を着実に受けられるよう引き続き努めていくことが重要である。

エ 勤労青少年福祉推進者との連携

勤労青少年の職場定着の支援に当たっては、事業主による積極的な取組も必要であり、勤労青少年福祉推進者等の積極的な活動が望まれる。国及び地方公共団体は、勤労青少年福祉推進者等と連携・協力しつつ、勤労青少年の職場定着支援や、さらには離職者の早期就職支援を促進することが必要である。

(4) 職業生活に必要な職業能力開発の推進

我が国のサービス経済化、知識社会化的進行により、様々な能力を持った人材を育成していくことが重要な課題となっている。

こうした中、現在、勤労青少年自らが、職業生活設計について考える志向が高まってきており、自らの職業生活設計及び当該設計に即した職業能力開発への支援の充実が一層必要となってきた。

一方、厳しい雇用情勢とともに、新規学卒者の一括採用・就職システムのすう勢的な変化や、職業キャリアの方向付けをする教育訓練の不足等を背景として、フリーター・若年無業者などが増加しているが、このことは、十分に職業能力を蓄積していない勤労青少年の増加につながることから、こうした勤労青少年への職業能力開発に向けた支援の必要性が一層高まっている。

① 職業能力開発支援のための体制整備等

勤労青少年が、自らの選択に基づく職業能力開発を行うことができるようにするための体制整備として、公共職業能力開発施設を始めとした各関係機関の連携を今後とも進めていく必要がある。また、事業主等が雇用する勤労青少年に対して実施する職業能力開発のための措置についても、各関係機関の連携に基づき支援していくことにより、その効果が期待される。

② キャリア・コンサルティングを活用した職業生活設計の支援

職業生活設計の支援に当たっては、キャリア・コンサルティングを十分に活用していくことが望まれる。職業安定機関や勤労青少年福祉施設に限らず、企業内、大学等教育機関においても、キャリア・コンサルティングを活用していくことにより、在職者や求職者、学生などが幅広く相談支援の機会を得られるよう基盤整備を一層進めていくことが必要である。

③ 実践型人材養成システム等の促進

安定した就労を希望する者や若年失業者等を対象に、キャリアの目途をつけながら、実践的な職業能力を習得できる仕組みとして、日本版デュアルシステムを今後とも推進していく必要がある。

また、新規学卒者等を対象に、「教育訓練機関における理論的な学習」と「企業における有期雇用の下で行うOJT(業務の遂行の過程内において行う職業訓練)」とを組み合わせることにより、若者に実践的な職業能力を習得させる制度である「実践型人材養成システム」を、就労・就学双方の要素を併せ持った第三の選択肢として普及・定着させていくことが必要である。

こうした措置は、いわゆる団塊の世代と青少年との間における円滑な技能継承にも資するものとなる。

④ 基礎的能力習得のための講座

社会マナー等を学ぶ必要性を感じている青少年が見受けられるとともに、事業主側から職場におけるコミュニケーション能力や基礎的ビジネスマナー等の基礎的能力の習得が求められる中、こうした社会人としての基礎的能力を習得させるための講座の普及・促進が必要である。

⑤ 自発的な職業生活設計に基づく職業能力開発への支援

情報の不足などが隘路となって、勤労青少年の自発的な職業生活設計及び職業能力開発が妨げられることのないよう、国、地方公共団体等は、キャリア・コンサルティングを活用し、職業に関する情報はもとより、人材ニーズの動向や教育訓練コースに関する情報等、職業生活の充実に資する様々な情報の提供やキャリア形成に関する相談の機会の確保に努めることが重要である。また、これら情報提供、相談と訓練とを組み合わせて支援することで、より一層の効果が期待される。

(5) 労働条件等の整備充実に関する支援

① 事業主における職場での安全と健康の確保・維持

勤労青少年は職業経験も浅く、作業に不慣れであったり技能的にも不十分であることから、事業主は、勤労青少年が職場での安全と健康を確保・維持できるよう十分努めることが必要である。

② 法定労働条件等に関する相談の場の活用促進

勤労青少年は、安全衛生や労働基準等に関する知識も、とかく不十分である。このため、十分な広報・周知により、法定労働条件等に関する相談の場の活用促進を図っていくことが今後とも重要である。

③ 職業能力開発のための時間確保に向けた取組の推進

勤労青少年が、有為な職業人として自ら成長していくためには、職業に関する技能及び知識を向上させていくことが求められる。このことからも、自発的な職業能力の開発及び向上を促進するため、勤務時間の短縮等を進めていくことが重要である。また、専修学校や定時制高校等で学びながら働く勤労青少年が、職業訓練又は教育を受けるに当たっての時間を確保できるよう、事業主等への啓発指導に引き続き努めていく必要がある。

3 自由時間を活用した生活の充実

(1) 社会活動への参加の促進及び活用

自由時間等を活用し、ボランティア活動を始めとした社会活動等への参加を通じて勤労青少年の生活の充実を図ることは、勤労青少年が職場や社会の一員であるとの自覚を深める上で有効である。

一方、近年、元々集団活動に消極的であったり、集団活動そのものになじめない青少年の問題が指摘されているが、こうした青少年にとって、社会活動へ参加することは、集団活動になじむことや他人と交わりコミュニケーション能力を高めることなど、社会性の涵養に資するという点も認められる。また、青少年の社会活動への参加により、地域の社会活動が活性化することで、ひいては青少年を職業的自立に導くための地域における教育機能の向上も期待される。

地域における社会活動への参加の促進のためには、社会活動の指導員等の

育成や勤労青少年ホームにおける各種講座の活用、社会活動への参加を通じ地域の社会活動支援団体への就業等を目指す者への支援等が有効である。

また、こうした社会活動への支援策の活用を図るためにには、青少年に対して幅広く参加を呼び掛けていくことが必要であり、そのためには、行政機関、教育機関、自治会、事業主団体、社会活動支援団体、勤労青少年ホーム、社会福祉協議会等が交流及び連携を図って、地域における社会活動に関する情報をお互いに幅広く収集し、これを青少年に提供していけるよう、社会活動支援のためのネットワークの構築など、環境整備を行うことが重要となる。

(2) 様々な世代同士による交流の促進等

同世代、世代間又は地域間の交流を図ることは、成長過程にある勤労青少年の人間形成を促進する上で有効である。また、生け花、英会話、スポーツ等のクラブ活動を通じてストレスを解消し、心身のリフレッシュを図ることは、充実した職業生活を送るために重要である。こうした様々な世代同士による交流や心身のリフレッシュには、ボランティア活動や勤労青少年ホームにおけるレクリエーション活動、クラブ活動等が効果的であり、これらの活動の促進が重要である。なお、交流に消極的な青少年を交えつつ、その運用を図るなどの配慮も重要である。

4 国際交流の促進

(1) ワーキング・ホリデー制度の持つキャリア形成機能の有効活用

国際化の進展に伴い、国際化に対応できる職業人としてのキャリア形成が求められている。

このため、1年間仕事をしながら異国での社会生活を体験することができるワーキング・ホリデー制度について一層の活用促進を図ることが重要である。その際、ワーキング・ホリデー制度の持つキャリア形成機能を有効に活用するため、同制度を利用する者に対するキャリア・コンサルティングの実施を始めとしたキャリア形成支援体制の充実が必要である。とりわけ、渡航前に、帰国後の再就職を視野に入れつつ相談を行うことにより、帰国後に不安定な就労を余儀なくされることのないよう支援を行うことが重要である。

(2) 海外留学を行う青少年へのキャリア形成支援

ワーキング・ホリデー制度に求められるようなキャリア形成支援体制の充実は、海外留学をする青少年に対しても、同様の効果が期待され、自らのキャリアの再評価や、帰国後の職業生活設計に関して、渡航前の段階から支援していくことが重要である。

(3) 勤労青少年ホームにおける国際交流事業の活用促進

勤労青少年ホームにおける外国人を対象とした講座等を始めとした各種の国際交流事業についても、活用の促進を図るべく、広報・周知を進めていく

ことが重要である。

5 勤労青少年福祉行政推進のための環境整備

(1) 支援のための地域ネットワークの構築等

勤労青少年福祉の推進に当たっては、今後とも国、地方公共団体及び事業主等が連携して取り組むことが必要である。学校を中退した者、卒業後就職しない者及び早期に離職してしまった者のうち、職業的自立の必要性を感じつつも就業に至らない者には、個人別に様々な事情があると考えられ、勤労青少年のその時々の状態に応じた支援の必要性が生じることとなる。そのため、職業安定機関、教育機関、社会福祉機関等の各機関、事業主団体、社会活動支援団体等が一層連携を深め、地域支援ネットワークを構築し、個別的かつ継続的な支援に努めることが重要である。

(2) 勤労青少年ホームの機能充実

① 勤労青少年ホームに求められる機能

人口減少社会を迎えており、我が国の将来を支える青少年の育成を図ることは重要な課題である。近年は、地域コミュニティの衰退や地域の人材育成機能の低下が指摘されているが、地域社会において、青少年が充実した職業生活を送ることができるよう支援することが、地域の活力の維持・向上を図る上でも重要である。

勤労青少年福祉の推進については、行政資源を有効に活用していくことが重要であり、その中核を担ってきた勤労青少年ホームについても、勤労青少年を取り巻く現状に即した機能の充実を図り、さらに地域の需要に応じつつ、活用を促進していくことが必要となる。

一方、利用者数が減少している勤労青少年ホームの割合が高まっているが、利用者ニーズへ対応しきれていないことが、その理由の一つであるとする勤労青少年ホームも多い。

このため、これまで実施してきた職業生活の充実のための講座や社会活動に関する講座等については、社会性の涵養に資するという観点から、今後とも推進していくことが地域社会にとって特に重要となると考えられる。また、職業人としての成育を一層進めるという観点から、充実した職業生活を望む勤労青少年に対するキャリア形成支援を充実していくことなども必要と考えられる。

こうした勤労青少年ホームにおける機能の充実や活用の促進に関しては、地方公共団体自らの判断により、地域の実情に即してなされるべきものであり、今後とも地方公共団体においては、地域の実情を踏まえ、勤労青少年ホームに求められる機能の充実について検討を行うとともに、国においても、必要な助言や支援を行い、勤労青少年ホームの利用促進に努めていくことが望まれる。

② 勤労青少年ホームの機能充実のための対策

勤労青少年ホームが、地域に根ざした活動の場、社会活動等を通じての余暇活動や社会性の涵養に資する拠点となるためには、地域社会、地域企業及び民間団体との連携を強化していく必要がある。

また、近年の不安定な就労を繰り返す勤労青少年や失業者等の増加にかんがみ、勤労青少年の職業的自立を一層図るためには、職業安定機関を始め、教育機関や他の若者支援機関、民間団体等との連携を深めていくことが必要であり、勤労青少年ホームがその中核となることが望まれる。

さらに、勤労青少年ホームにおける相談機能を充実させるためには、勤労青少年ホームの指導員やカウンセラー等専門家による相談・指導体制の充実を図ることが必要である。

③ 勤労青少年ホームの活性化のための対策

勤労青少年ホームの活性化及び利用の促進に当たっては、各地域の実情に応じた勤労青少年ホームの広域利用、総合福祉施設との併設、複合化の推進などの利用しやすい施設を目指した検討が引き続き求められる課題であると考えられる。

また、勤労青少年ホームにおける事業内容をインターネット等の活用によって、勤労青少年を含め一般国民に対して引き続き幅広く広報していくことが必要と考えられる。

6 勤労青少年指導体制の整備等

勤労青少年福祉対策の推進に当たっては、各指導員等の役割が極めて重要であることから、勤労青少年ホームの指導員、職場における勤労青少年福祉推進者、ヤングジョブスポットのアテンダントその他若年者支援機関の指導員等の勤労青少年福祉関係者に対して、社会・経済情勢の変化や青少年の意識の変化を踏まえた働き方の実態、さらには職業生活設計の支援のための知識・技能等の各種講習会を実施することなどにより、勤労青少年の成育のための能力向上が図られるよう、指導体制の整備に努めることが必要である。また、こうした指導体制の整備は、地域で一体となった勤労青少年への支援とあいまって、一層の効果が生ずるものと考えられる。このため、国、地方公共団体及び勤労青少年福祉関係団体は、連携・協力を一層促進していく必要がある。

7 勤労青少年福祉対策に関する啓発活動等の実施

勤労青少年は、有為な職業人としての成育に自ら努めていく必要があり、そのことを促していくことが重要である。一方、安定した就労に至らないなど、多くの勤労青少年が自ら望むような職業生活の充実を達成できないでいる現状にもかんがみる必要がある。こうしたことから、勤労青少年自らによる職業生活設計と自らの選択による就業や職業能力開発等に対する支援を通じて職業生活の充実を促進するため、勤労青少年福祉対策について、勤労青少年本人やその家族を始め

とした関係者への啓発を行うとともに、事業主への雇用の受皿の拡大、雇用する勤労青少年に対する職業能力開発の促進等のための啓発を行うことが重要である。そのため、「勤労青少年の日」（7月第3土曜日）を中心として、幅広く広報・周知に努めるとともに、勤労青少年の福祉の向上に資する行事等の実施、支援に引き続き努めるものとする。

また、青少年の雇用問題について国民各層が一体となって取り組む国民運動などとの連携を図り、効果的な啓発を目指すことが望まれる。

「勤労青少年福祉法」(昭和 45 年法律第 98 号) の概要

勤労青少年福祉法は、勤労青少年の福祉に関する原理を明らかにするとともに、勤労青少年について、職業指導の充実、職業訓練の奨励、福祉施設の設置等の措置を計画的に推進し、もって勤労青少年の福祉の増進を図ることを目的として、昭和 45 年 5 月 25 日に公布・施行されたものである。

その主な内容は次のとおり。

- ① 勤労青少年の福祉についての基本的理念と勤労青少年の福祉の増進に関する事業主、国及び地方公共団体の責務を明らかにしたこと

【第2条～第4条】

- ② 勤労青少年の日（7月第3土曜日）を設けたこと

【第5条】

- ③ 厚生労働大臣は「勤労青少年福祉対策基本方針」を定め、都道府県知事はこれを参考して「都道府県勤労青少年福祉事業計画」を策定するよう努めるものとしたこと

【第6条、第7条】

- ④ 国、地方公共団体等は、勤労青少年に対して、職業指導の充実、職業訓練の奨励、余暇の有効活用に必要な事業の奨励等の福祉の措置を講ずるものとしたこと

【第8条～第11条、第14条】

- ⑤ 事業主は、その雇用する勤労青少年が職業訓練校又は高等学校の定時制、通信制の課程等に学ぶ場合は、そのために必要な時間を確保することができるよう配慮に努めるものとしたこと

【第12条】

- ⑥ 事業主は、一定の事業場ごとに勤労青少年福祉推進者を選任するように努めるものとしたこと

【第13条】

- ⑦ 地方公共団体は、勤労青少年ホームを設け、勤労青少年ホーム指導員を置くように努めるものとしたこと

【第15条、第16条】

○勤労青少年福祉法

(昭和45年5月25日)

(法律第98号)

目次

- 第1章 総則(第1条—第5条)
- 第2章 勤労青少年福祉対策基本方針等(第6条・第7条)
- 第3章 福祉の措置(第8条—第14条)
- 第4章 福祉施設(第15条—第17条)
- 第5章 雜則(第18条—第20条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、勤労青少年の福祉に関する原理を明らかにするとともに、勤労青少年について、職業指導の充実、職業訓練の奨励、福祉施設の設置等の措置を計画的に推進し、もつて勤労青少年の福祉の増進を図ることを目的とする。

(基本的理念)

第2条 すべて勤労青少年は、心身の成長過程において勤労に従事する者であり、かつ、特に将来の産業及び社会をになう者であることにかんがみ、勤労青少年が充実した職業生活を営むとともに、有為な職業人としてすこやかに成長するように配慮されるものとする。

第3条 勤労青少年は、勤労に従事する者としての自覚をもち、みずからすすんで有為な職業人として成長するよう努めなければならない。

(関係者の責務)

第4条 事業主は、その雇用する勤労青少年の福祉を増進するよう努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、勤労青少年の福祉を増進するよう努めなければならない。
- 3 事業主がその雇用する勤労青少年の福祉の増進のための措置を講じ、又は国若しくは地方公共団体が勤労青少年の福祉の増進のための施策を講ずるにあたっては、事業主又は国若しくは地方公共団体は、その措置又は施策を通じて、前2条に規定する基本的理念が具現されるよう配慮しなければならない。

(勤労青少年の日)

第5条 ひろく国民が勤労青少年の福祉についての関心と理解を深め、かつ、勤労青少年がみずからすんで有為な職業人としてすこやかに成長しようとする意欲をたかめるため、勤労青少年の日を設ける。

- 2 勤労青少年の日は、7月の第3土曜日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、勤労青少年の日において、その日の趣旨にふさわしい事業が実施されるように努めなければならない。

第2章 勤労青少年福祉対策基本方針等

(勤労青少年福祉対策基本方針)

第6条 厚生労働大臣は、勤労青少年の福祉に関する施策の基本となるべき方針(以下「勤労青少年福祉対策基本方針」という。)を定めるものとする。

- 2 勤労青少年福祉対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。
 - 一 勤労青少年の職業生活の動向に関する事項
 - 二 勤労青少年の福祉の増進について講じようとする施策の基本となるべき事項
- 3 勤労青少年福祉対策基本方針は、勤労青少年の労働条件、意識並びに地域別、産業別及び企業規模別の就業状況等を考慮して定められなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、勤労青少年福祉対策基本方針を定めるに当たつては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。
- 5 厚生労働大臣は、勤労青少年福祉対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。
- 6 前2項の規定は、勤労青少年福祉対策基本方針の変更について準用する。

(昭58法78・平11法160・一部改正)

(都道府県勤労青少年福祉事業計画)

第7条 都道府県知事は、勤労青少年福祉対策基本方針を参照して、当該都道府県における勤労青少年の福祉に関する事業の基本となるべき計画(以下「都道府県勤労青少年福祉事業計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 都道府県知事は、都道府県勤労青少年福祉事業計画を定めるにあたつて必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村の長の意見をきくものとする。
- 3 前条第2項、第3項及び第5項の規定は都道府県勤労青少年福祉事業計画の策定について、同条第5項及び前項の規定は都道府県勤労青少年福祉事業計画の変更について準用する。この場合において、同条第五項中「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

(平11法160・一部改正)

第3章 福祉の措置

(職業指導等)

第8条 職業安定機関は、勤労青少年がその適性、能力、経験、技能の程度等にふさわしい職業を選択することを促進するため、勤労青少年その他関係者に対して雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、勤労青少年の特性に適応した職業指導を行なう等必要な措置を講ずるものとする。

第9条 職業安定機関は、勤労青少年が職業に適応することを容易にするため、その就職後においても、勤労青少年その他関係者に対して、相談に応じ、及び必要な指導を行なうことができる。

第10条 職業安定機関の長は、必要に応じ、勤労青少年が職業に適応することを容易にするため、勤労青少年その他関係者に対して、相談に応じ及び必要な指導を行なうことを当該業務について熱意と識見を有する者に委託することができる。

(職業訓練に関する啓もう宣伝等)

第11条 国、都道府県及び独立行政法人雇用・能力開発機構は、勤労青少年が職業に必要な技能(これに関する知識を含む。)を習得することを促進するため、勤労青少年その他関係者に対して、職業訓練に関する啓もう宣伝を行う等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平11法20・平14法170・一部改正)

(職業訓練又は教育を受ける勤労青少年に対する配慮)

第12条 事業主は、その雇用する勤労青少年が職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第27条第1項に規定する準則訓練又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第4条第1項に規定する高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の定時制の課程若しくは通信制の課程等で行う教育を受ける場合は、当該勤労青少年が職業訓練又は教育を受けるために必要な時間を確保することができるような配慮をするように努めなければならない。

(昭53法40・昭60法56・平3法79・平10法101・一部改正)

(勤労青少年福祉推進者)

第13条 事業主は、その雇用する勤労青少年が職場に適応することを容易にするため、事業場ごとに、必要な指導、相談、レクリエーション等の事項を担当する者(以下「勤労青少年福祉推進者」という。)を選任するように努めなければならない。

2 前項の事業場の範囲及び勤労青少年福祉推進者の資格に関する事項は、厚生労働省令で定める。

(平11法160・一部改正)

(余暇の有効活用)

第14条 国及び地方公共団体は、勤労青少年の勤労による疲労の回復とすこやかな成長に資するため、勤労青少年の勤労の余暇の有効な活用に必要なレクリエーションその他の事業が実施されるように努めるとともに、勤労青少年の健全なクラブ活動を援助する等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第4章 福祉施設

(勤労青少年ホーム)

第15条 地方公共団体は、必要に応じ、勤労青少年ホームを設置するよう努めなければならない。

- 2 勤労青少年ホームは、勤労青少年に対して、各種の相談に応じ、及び必要な指導を行ない、並びにレクリエーション、クラブ活動その他勤労の余暇に行なわれる活動のための便宜を供与する等勤労青少年の福祉に関する事業を総合的に行なうことを目的とする施設とする。
- 3 厚生労働大臣は、勤労青少年ホームの設置及び運営についての望ましい基準を定めるものとする。

(平11法160・一部改正)

(勤労青少年ホーム指導員)

第16条 勤労青少年ホームには、勤労青少年に対する相談及び指導の業務を担当する職員(以下「勤労青少年ホーム指導員」という。)を置くよう努めなければならない。

- 2 勤労青少年ホーム指導員は、その業務について熱意と識見を有し、かつ、厚生労働大臣が定める資格を有する者のうちから、選任するものとする。

(平11法160・一部改正)

第17条 削除

(平11法20)

第5章 雜則

(国の助言等)

第18条 国は、勤労青少年の福祉を増進するための事業を推進するために必要な助言、指導その他の援助を行なうよう努めなければならない。

(調査等)

第19条 厚生労働大臣は、勤労青少年福祉対策基本方針を定めるについて必要な調査を実施するものとする。

- 2 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関の長に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。
- 3 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、都道府県知事から必要な調査報告を求めることができる。

(平11法160・一部改正)

(船員に関する特例)

第20条 船員職業安定法(昭和23年法律第130号)第6条第1項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者に関しては、第6条第1項、同条第4項(同条第6項において準用する場合を含む。)、同条第5項(同条第6項及び第7条第3項において準用する場合を含む。)、第7条第3項及び第19条中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第6条第4項(同条第6項において準用する場合を含む。)中「労働政策審議会」とあるのは「船員中央労働委員会」と、第13条第2項中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」とする。

(昭58法78・平11法160・一部改正)

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

(平19法30・旧第1項・一部改正)

附 則 (昭和53年5月8日法律第40号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則 (昭和58年12月2日法律第78号)

1 この法律(第1条を除く。)は、昭和59年7月1日から施行する。

2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令(以下「関係政令」という。)の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附 則 (昭和60年6月8日法律第56号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則 (平成3年5月21日法律第79号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年6月12日法律第101号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月31日法律第20号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第12条から第49条までの規定は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成11年政令第275号で平成11年10月1日から施行)

○中央省庁等改革関係法施行法(平成11法律160)抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第1301条 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。)の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の

- 定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。
- 2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。
- 3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(政令への委任)

第1344条 第71条から第76条まで及び第1301条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第995条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第1305条、第1306条、第1324条第2項、第1326条第2項及び第1344条の規定 公布の日

附 則 (平成14年12月13日法律第170号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第6条から第9条まで及び第11条から第34条までの規定については、平成16年3月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月23日法律第30号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第143条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

労働政策審議会職業能力開発分科会運営規程

第一条 労働政策審議会職業能力開発分科会（以下「分科会」という。）の議事運営は、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号。）第九条、労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号。以下「審議会令」という。）及び労働政策審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第二条 分科会に属すべき委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）のうち、労働者を代表するもの、使用者を代表するもの及び公益を代表するものは、各六人とする。

第三条 分科会の会議（以下単に「会議」という。）は、会長の請求があつたとき、分科会長が必要があると認めるときは委員等の三分の一以上から請求があつたときに分科会長が招集する。

2 会長または委員等は、分科会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

3 分科会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも七日前までに付議事項、日時及び場所を委員等及び会長に通知しなければならない。

4 前三項の規定は、第六条に規定する部会について準用する。

第四条 委員等は、分科会長の許可を受けて、代理者を出席させることができる。ただし、代理者は、審議会令第九条第三項において準用する同条第一項及び第二項の規定の適用については、欠席したものとして取り扱う。

第五条 会議は、原則として公開する。

第六条 分科会に、勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号）第六条第一項に規定する勤労青少年福祉対策基本方針の策定に関する事項及び勤労青少年の福祉の増進に関する専門の事項その他若年者の職業能力開発に関する事項を調査審議させるため、若年労働者部会（以下「部会」という。）を置く。

第七条 部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、労働者を代表するもの、使用者を代表するもの及び公益を代表するものは、各二人とする。

第八条 部会が、勤労青少年福祉法第六条第一項に規定する勤労青少年福祉対策基本方針の策定に関する事項について議決をしたときは、当該議決をもって分科会の議決とする。ただし、分科会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、分科会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない。

第九条 この規程に定めるもののほか、部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮つて定める。

第十条 この規程の改廃は、分科会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成十三年一月二十四日から施行する。

附 則

この規程は、平成十七年七月二十日から施行する。

労働政策審議会職業能力開発分科会若年労働者部会運営規程

第一条 労働政策審議会職業能力開発分科会若年労働者部会（以下「部会」という。）の議事運営は、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第九条、労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号。以下「審議会令」という。）、労働政策審議会運営規程及び職業能力開発分科会（以下「分科会」という。）運営規程に定めるもののほか、この規程の定めることによる。

第二条 部会の会議（以下単に「会議」という。）は、分科会長の請求があつたとき、部会長が必要があると認めるとき又は部会に属すべき委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）の三分の一以上から請求があつたときに部会長が招集する。

2 分科会長又は委員等は、部会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも七日前までに付議事項、日時及び場所を委員等及び分科会長に通知しなければならない。

第三条 委員等は、部会長の許可を受けて、代理者を出席させることができる。ただし、代理者は、審議会令第九条第三項において準用する同条第一項及び第二項の規定の適用については、欠席したものとして取り扱う。

第四条 会議は、原則として公開する。

附 則

この規程は、平成十七年八月一日から施行する。